

電 力 情 報

NO. 5

平成24年5月8日

東北電力株式会社

女川原子力発電所における固体廃棄物貯蔵所の増設に係る 事前了解について

当社は、平成23年2月28日、女川原子力発電所（宮城県牡鹿郡女川町および石巻市）における固体廃棄物貯蔵所^{※1}の増設について、宮城県、女川町、ならびに石巻市へ「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（以下、安全協定という）第12条^{※2}」に基づく事前協議の申し入れを行いました。

当社では、これまでも廃棄物の発生量低減に取り組むとともに、日本原燃株式会社六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターへ埋設可能な廃棄物を計画的に搬出してありますが、これまでの発生量の実績から、今後の固体廃棄物貯蔵所における廃棄物保管量の推移を評価した結果、平成25年度には保管容量に達する見込み^注であることから、固体廃棄物貯蔵所を増設することといたしました。

具体的には、200リットルドラム缶約30,000本相当の保管容量を有する既設固体廃棄物貯蔵所の隣に、保管容量約25,000本相当の施設を増設するものです。

（平成23年2月28日お知らせ済み）

女川原子力発電所における固体廃棄物貯蔵所の増設について、本日、宮城県、女川町、ならびに石巻市より、安全協定に基づく事前了解をいただきました。

今後、準備が整い次第、国へ工事計画届出書の提出を行い、平成24年7月に着工、平成26年1月に竣工する予定としております。

固体廃棄物貯蔵所の概要については、別紙のとおりです。

注 平成23年2月28日時点の見込み。その後、女川原子力発電所では、地震や津波の被害を受けた設備の復旧工事等の実施により廃棄物発生量は増加する傾向にあるものの、廃棄物低減対策を実施しており、保管容量に達するのは平成26年度中の見込み。

(主要経緯)

- 平成23年 2月28日 宮城県、女川町、ならびに石巻市に安全協定に基づく
事前協議申し入れ
- 平成23年 3月 1日 経済産業大臣に原子炉設置変更許可を申請
- 平成23年11月29日 工事計画の変更について申請書の補正手続き
- 平成23年12月 9日 経済産業省から原子力委員会、原子力安全委員会に
諮問
- 平成24年 3月 1日 原子力安全委員会が経済産業省に答申
- 平成24年 3月13日 原子力委員会が経済産業省に答申
- 平成24年 3月27日 経済産業大臣が原子炉設置変更許可
- 平成24年 5月 8日 宮城県、女川町、ならびに石巻市から安全協定に基づ
く事前了解

以 上

※1 固体廃棄物貯蔵所

女川原子力発電所敷地内にあり、定期検査などで発生する布、紙、ゴム手袋、
保温材などの廃棄物を詰めたドラム缶を保管する施設。

※2 安全協定第12条

「乙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等を新增設しようとするとき又
は変更しようとするときは、事前に甲に協議し、了解を得るものとする」

(甲：宮城県及び女川町・石巻市、乙：東北電力株式会社)

(別紙) 女川原子力発電所における固体廃棄物貯蔵所の増設概要